

3 政府保証債務

国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている独立行政法人等に対し、予算総則で定められた限度内で、政府は、その資金調達の容易化を図るため保証を付しています。国債等と同様、確実かつ円滑な資金調達が行われるよう、また、利率・価格等が政府保証を付したのものとして適切な水準となるよう努めています。

(1) 政府保証の法的根拠等

政府の法人に対する債務保証については、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条の規定により原則として禁じられています。しかし、例外として、

- ① 国の行政の一端を担うものとして極めて公共性、公益性の高い業務を行っていること
- ② 業務の執行、財務会計等についての国の監督が十分行き届き、したがって、保証債務に係る借入金等の用途及び当該債務の履行の確実性をチェックし得ること

という条件を満たす場合に限り、個別の法律で、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられています。

また、政府保証付与後においては、当該法人を所管している各省庁において、財務の健全性のチェックを含め、適切な監督が行われています。

(2) 政府保証債務の形態

政府保証債務は、資金調達の形態により、政府保証債と政府保証借入金に大別されます。さらに、政府保証債は内国債と外国債に分かれます。

一般に、政府保証借入金による資金調達は資金需要が生じた場合に機動的な調達を行い易いとのメリットがある反面、流通市場での流動性という点では政府保証債に劣るといわれています。

(3) 政府保証債務の審査・予算上の取扱い等

A 予算等における取扱い

a 保証限度額

個別の法律により、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられている場合があることは(1)で述べたとおりですが、その場合、同時にその限度額については国会の議決で定めることも規定されています。このため、毎年度の一般会計予算の予算総則に個別の法人ごとの限度額を規定して国会の議決を経ています。

b 財政投融资計画への計上

政府保証債等の発行限度額は、前述のとおり予算において決定されますが、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第5条第2項第3号の規定により、財政融資資金の運用対象法人その他政令で定める法人に付される政府保証のうち、債務保証の期間が5年以上のものについては、財政投融资計画にも計上されています。

参照：財務省HP「財政投融资」（各年度の財政投融资計画）

B 政府保証に関する審査等

財務省では、毎年度、市場の動向等を見据えながら、政府保証債の年限構成等について調整を行い、翌年度の国債発行計画と併せて公表しています（令和5年度においては、下表のとおり発行が予定されています。）。また、独立行政法人等が政府保証債又は政府保証借入金により資金調達を行う際には、財務省理財局は、その都度、利率・価格等が政府保証を付したものであるか等について、審査を行っています。

(図2-34) 令和5年度政府保証債の年限別発行予定額

(単位：億円)

区分	令和4年度当初	第2次変更後	令和5年度予定			主な発行体
	(a)	(b)	(c)	(c)-(a)	(c)-(b)	
40年債	200	200	100	▲100	▲100	(株)日本政策投資銀行
30年債	—	—	100	100	100	(一財)民間都市開発推進機構
20年債	1,450	1,650	1,750	300	100	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、 (独)住宅金融支援機構等
15年債	650	650	800	150	150	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、 (独)住宅金融支援機構
12年債	800	800	400	▲400	▲400	(独)住宅金融支援機構
10年債	1,225	1,225	1,345	120	120	(株)海外交通・都市開発事業支援機構、 (株)日本政策投資銀行等
9年債	—	—	500	500	500	(株)民間資金等活用事業推進機構
7年債	800	800	2,800	2,000	2,000	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、 (株)日本政策投資銀行
5年債	1,400	1,400	10,030	8,630	8,630	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、 (独)住宅金融支援機構
4年債	1,500	1,500	800	▲700	▲700	地方公共団体金融機構
3年債	—	—	1,000	1,000	1,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構
2年債	3,500	3,500	2,300	▲1,200	▲1,200	原子力損害賠償・廃炉等支援機構、 預金保険機構
小計(注1)	11,525	11,725	21,925	10,400	10,200	
外債	21,740	17,740	22,905	1,165	5,165	(株)国際協力銀行、 (独)国際協力機構等
合計	33,265	29,465	44,830	11,565	15,365	

(注1) 上記のほか、(株)日本政策金融公庫及び(株)日本政策投資銀行は事業の進捗状況に応じ、それぞれ最大1,000億円の発行を予定しています（5年未満の年限）。
(注2) 本予定における年限及び金額については、事業の進捗状況等に応じて変更があります。

(図2-35) 令和5年度政府保証債の機関別・年限別発行予定額

(単位：億円)

機関名	40年	30年	20年	15年	12年	10年	9年	7年	5年	4年	3年	2年	小計(注1)	外債	合計
(株)国際協力銀行													—	18,450	18,450
(独)国際協力機構													—	2,255	2,255
(独)日本高速道路保有・債務返済機構			1,200	400				2,000	8,930				12,530		12,530
(独)住宅金融支援機構			300	400	400				1,100				2,200		2,200
(株)日本政策投資銀行	100					400		800					1,300	2,200	3,500
預金保険機構												800	800		800
原子力損害賠償・廃炉等支援機構											1,000	1,500	2,500		2,500
(株)民間資金等活用事業推進機構							500						500		500
(株)海外交通・都市開発事業支援機構						575							575		575
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構						209							209		209
(一財)民間都市開発推進機構		100	250										350		350
中部国際空港(株)						161							161		161
地方公共団体金融機構										800			800		800
合計	100	100	1,750	800	400	1,345	500	2,800	10,030	800	1,000	2,300	21,925	22,905	44,830

(注1) 上記のほか、(株)日本政策金融公庫及び(株)日本政策投資銀行は事業の進捗状況に応じ、それぞれ最大1,000億円の発行を予定しています（5年未満の年限）。
(注2) 本予定における年限及び金額については、事業の進捗状況等に応じて変更があります。